

1. 組織名

一般社団法人 日本建設業連合会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

輸入物品に対する関税を極力排除し、公平な自由競争原理のもとで貿易を行うべきである。日本はもはや特定の産業を保護するレベルの国ではない筈。積極的な関税撤廃を望む。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

政府調達

意見

■公共工事への外国企業参入を許可していない、或いは限定的開放に留まる国(中央政府のみ等)に対し、より広範な公共工事市場の開放を要求すべきである。日本の建設企業のビジネスチャンスが広がる。

■WTO協定において、日本は中央政府、47都道府県および政令指定都市を対象にしているが、米国は37/50州のみが対象であり、またP4協定では地方政府を対象としていない。WTOの政府調達協定加盟国(TPP加盟国ではアメリカ、カナダ、シンガポールのみ)におけるWTOルールを、TPP交渉参加国にも適用させ、公正な調達手続きを確保するとともに、地方政府の調達市場開放を要求すべきである。

■更に、東南アジア諸国での競合国である中国、韓国はTPP交渉に参加していないが、各国への進出におけるハードルの高さに大きな差がある。このアンバランスは建設業の海外進出における大きな問題と考えられる。(逆に、中、韓の日本国内への進出に対しては問題はないと言える。)

■少額案件では日本企業の競争力は発揮しにくい。開放範囲の拡大は要求するが、基準額については現状のWTO政府調達協定或いはP4協定の額からの引き下げを要求する必要性は乏しいと考えられる。

■WTO政府調達協定により、日本は他の交渉参加国に比べ、既に十分開放的であるが、外国企業の参入実績は極めて少ない。更なる開放(開放範囲の拡大、基準額の引き下げ=地方の少額案件の開放)が行われたとしても、外国企業の参入増加は極めて限定的と推測される。

■但し、入札に関わる資格要件は、わが国の建設産業の水準を保ち、品質・安全・環境保全を確保するうえで重要なものである。公共性の高い建設サービスの調達にあたっては資格要件を安易に緩和すべきではない。

■仮に、日本の公共工事の資格要件緩和を強いられたとして、次のような入札制度や現場運営基準の変更等を伴う場合は、逐次政府からの情報提供をお願いしたい。

◇入札に関する諸規制の緩和・撤廃（経営審査事項、自治体による格付け、地域要件、最低基準価格制度 など）

◇現場運営の規則の緩和・撤廃（基準を満たした現場代理人や監理技術者常駐 など）

◇極めて可能性は低いですが、外国人現場労働者による施工を前提とした参入（「一時的入国」分野にも関連）

■更なる開放にあたっては、発注者サイドにおける入札書類の英語化などの事務負担の増大により、公共工事の執行が遅滞するような事態が起こらぬよう配慮する必要がある。

■外国におけるローカルコンテンツ規制（国内生産品の使用の義務付け：米国立邦政府資金による公共工事におけるBuy American法など）は撤廃されることに越したことは無い。但し、他国の入札者も同条件であり、日本企業だけが不利になっているわけではないため、交渉の状況によって要求是非の判断が必要である。

#### 4. 提出意見③

##### 該当する交渉分野

競争政策

##### 意見

マレーシアにおける、国内産業保護政策とブミブトラ政策の推進で、外国法人の登録グレードにより受注可能金額案件が分けられると共に、プロジェクト単位での建設業登録が要求されており、実質的に外国企業の入札参加への門戸が狭くなっている。

本来、外資であっても現地法人設立により、内国民待遇を与えられるべきと考える。

#### 5. 提出意見④

##### 該当する交渉分野

商用関係者の移動

##### 意見

オーストラリアの長期就労ビザ（Sub Class 457）の短期間取得を実現すべく、規制緩和を要求したい。現状、許可取得まで6週～8週間掛かる。

## 6. 提出意見⑤

### 該当する交渉分野

投資

### 意見

ベトナム現地法人の必要資金確保に向けた増資手続きに、非常な時間と労力を要している。関係各省における手続きの簡便化と迅速化を望む。

## 7. 提出意見⑥

### 該当する交渉分野

労働

### 意見

わが国の少子高齢化突入を背景に、建設業の将来労働人口の確保において、若者の建設業就労離れ及び建設業従事者の高齢化による、業界自体の維持そのものが大きな課題となっている。この状況の打開には、発展途上国からの労働者を積極的に受け入れ、早急に教育、指導することが大きな鍵である、との考え方がある。

その一方で、外国人労働者の流入により安価な労働力が一旦入り始めると、市場が荒らされ、わが国労働者の雇用確保に不安が生じるのではないか、との考え方もある。

また、建設産業に従事する労働者の多くは、諸資格を有する技能労働者であり、「単純労働者」レベルの外国人労働者が流入することは、安全・品質・環境といった質の低下、ひいては日本の治安や文化までもが脅かされることにも繋がる恐れもあり、慎重な対応が要求される。

## 8. 提出意見⑦

### 該当する交渉分野

労働 or 制度的事項(法律的事項)

### 意見

オーストラリアにおいては、建設工事に従事する作業船舶に関し、ほとんどの船員をオーストラリア人船員としなければならない実情がある。これが制度上の理由なのか、労働組合の影響力が強いことによるものかは不確かであるが、外国人船員による作業船舶のオペレーションを可能とすることを要望したい。

## 9. 提出意見⑧

### 該当する交渉分野

制度的事項(法律的事項)

### 意見

オーストラリアの長期就労ビザのホルダーは、現地のSuperannuationと日本の年金との二重加入を解消する制度が2009年1月から定められた。

しかし、この制度での免除期間は「派遣期間が5年以内」に限定されており、6

年目以降は現地でも加入が必要である。この期限の延長緩和を要求したい。

#### 10. 提出意見⑨

##### 該当する交渉分野

制度的事項(法律的事項)

##### 意見

特に東南アジア諸国における法制度の整備が不十分である。先進国と途上国との間の法整備の均等化を推進してもらいたい。

#### 11. 提出意見⑩

##### 該当する交渉分野

制度的事項(法律的事項)

##### 意見

海外駐在時に日本国で社会保険料を支払い、駐在国でも社会保険料を支払う事が一般的となっているが、実際にこの駐在国における既支払い社会保険料は、将来還元されるものではないためコストとなっている。こうした駐在時に重複支払いとなる個人に関わる諸経費について考慮すべきである。

#### 12. 提出意見⑪

##### 該当する交渉分野

制度的事項(法律的事項)

##### 意見

現在のAPECエンジニア相互認証制度の、TPP交渉参加国における継承を要求したい。

#### 13. 提出意見⑫

##### 該当する交渉分野

紛争解決

##### 意見

ベトナムにおける、第3国の仲裁機関による仲裁裁定について、司法機関がその履行を担保すべきと考える。

14. 提出意見⑬

該当する交渉分野

紛争解決

意見

仲裁地・裁判地を決めるにあたり、当事者間の合意が優先され、必ずしも事業国内に限定されないことを要求したい。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項